

保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和

(平成30年3月22日 平成30年国土交通省告示第474号)

規制改革の内容

特例措置前

- 待機児童を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、保育所を整備しやすい環境を整えることが重要。
- しかし、都市部の住居系地域等において、既存のオフィスビルや住宅を用途変更して保育所を設置しようとする場合等には、敷地境界線との間に十分な距離を確保できないこと等により、建築基準法における採光規定が支障となり、保育所を設置できない事例があるとの指摘がある。

特例措置

- ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化
- ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入
- ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

効果

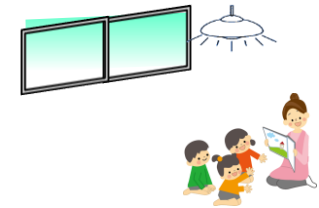
- 保育所を整備しやすい環境を整えることで、待機児童を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進する。

規制改革の概要

①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化

保育所等について、照明設備を設置した場合に、採光上有効な窓と扱っていなかった床面から高さ50cm未満の部分を、採光上有効な窓の面積に導入可能とする。

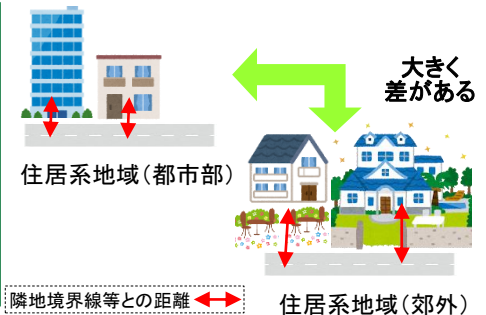
<イメージ>



②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入

用途地域の区分によって一律に規定されている採光補正係数※について、特定行政庁が規則で指定した区域において、別の用途地域で規定される係数を設定できることとする。

※採光上有効な窓の面積を算定するための係数で、軒と窓までの距離と、軒と隣地境界線等までの距離で決まるもの。



③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

居室ごとに設置が必要な採光上有効な窓について、一体的な利用に供され、かつ衛生上支障がないと特定行政庁が認める場合には、複数居室を全体としてとらえ、採光上有効な窓の面積の合計で評価することを可能とする。

